

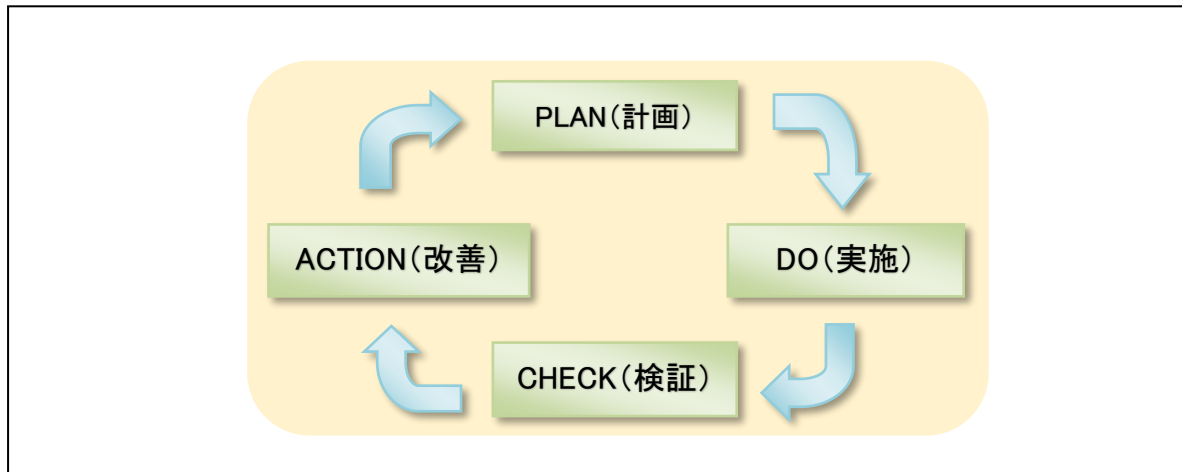
第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理

(1) 施策の推進（PDCA）

適正配置計画を推進するため、全体計画として位置づけられる総合管理計画や中長期保全計画、施設所管課で策定する個別施設計画と連携を図ります。また、計画的なマネジメントを推進するため、施設のライフサイクルと政策立案、予算化、実施に至るプロセスを一体的に連動させ、個別の事業計画の立案、事業の実施、施設状況の評価・分析、見直しといった公共施設におけるPDCA（Plan：計画の推進、Do：実行、Check：確認、Action：見直し）サイクル*の考え方に基づき、具体的な事業の実施と状況のフィードバック、翌年度以降の展開に向けて適宜、見直しを行うことで、長期的な社会情勢の変化に対応し、計画の確実な推進を図ります。

図表 PDCA サイクル



(2) リーディング事業の推進

リーディング事業については、10年間の計画期間において定めるロードマップに基づき、全庁的な連携体制のもと、地域住民や関係機関等と協働し、重点的・優先的な推進を図っていきます。

(3) 10年間のスケジュールと見直し

適正配置計画を踏まえて策定した個別施設計画や中長期保全計画に基づいて取り組む公共施設劣化調査を踏まえて、施設改修費等の予算化に取り組み、短中期的なスケジュールにおいてリーディング事業を推進します。なお、必要性を考慮した中で公共施設構造体耐久性調査を継続的に実施します。

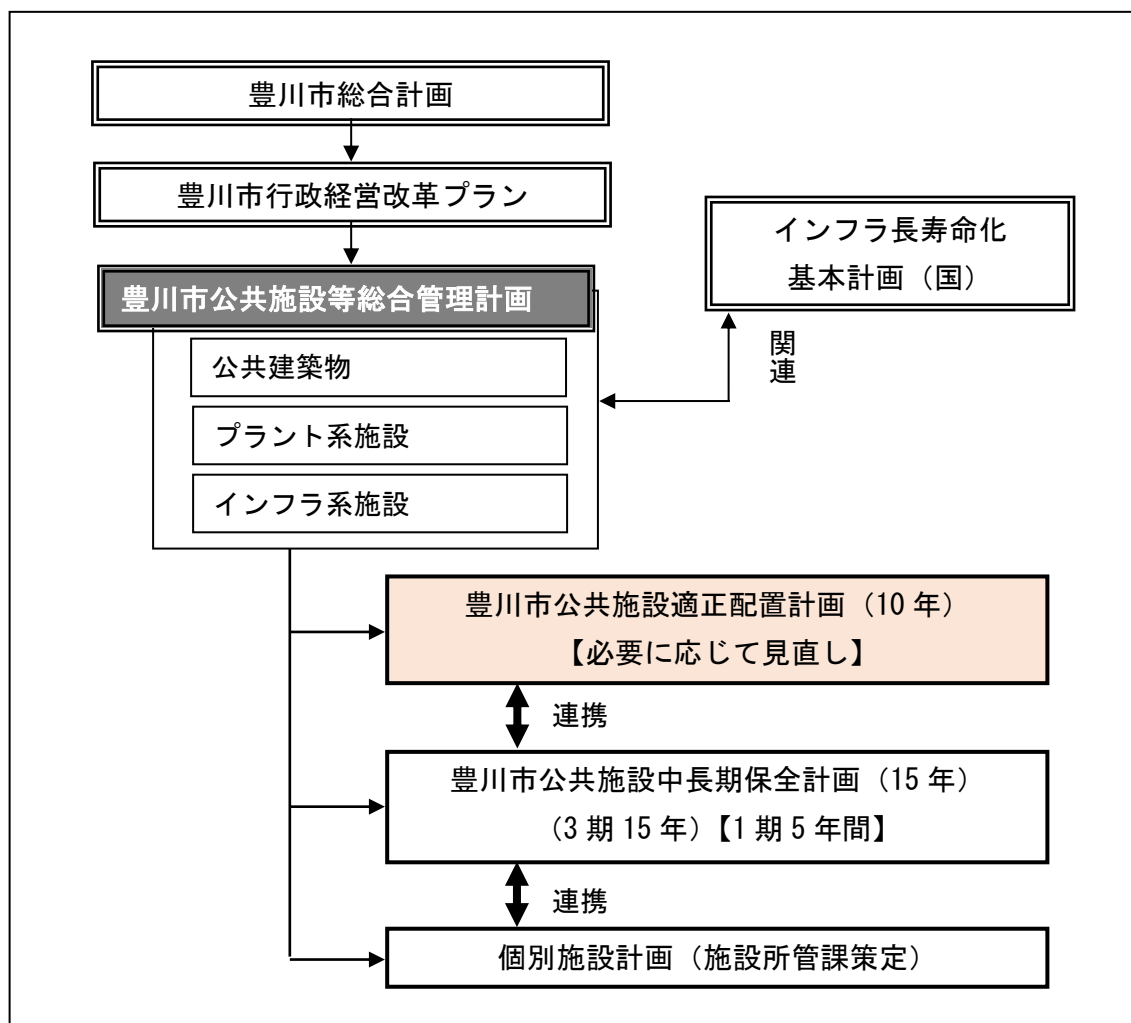
また、適正配置計画は、事業の進捗状況や社会経済情勢、地域・市民ニーズの変化等を踏まえるとともに、総合計画*実施計画等との連携から必要に応じて見直し・更新を図り、継続的に推進していきます。

（４）総合計画や行政経営改革、その他関連計画との関連性

総合計画の基本構想における「まちづくり目標」や「施策6【地域・行政】に公共施設の適正配置と長寿命化の推進」の位置付け、行革経営改革プランとも相互にリンクさせ、三位一体の計画として一層の推進を図っていきます。

また、総合管理計画及び中長期保全計画で示した公共施設全体の管理方針や長寿命化対象施設の考え方と本計画の方向性についても、相互に確認しながら本計画の見直し・更新を図るとともに、個別施設計画の改訂を行い、連携した取組を進めます。

図表 総合計画や行政経営改革、総合管理計画等との関連性



2. 計画の推進体制

(1) 市民と行政が共に進める公共施設適正配置計画

公共施設適正配置を進める上で重要な点は、本計画の適正配置基本方針で定めているように「施設重視から機能優先への転換と多機能化・複合化の推進」を進めていくことです。行政においても、用途の異なる公共施設の多様な機能を見渡し、部局横断的に適正配置を進めることが重要です。

また、公共施設は、設置目的や業務内容に従って多くの方々に利用されていますが、施設における利用者をはじめとした皆さまの意見は様々です。開館時間や利用料金、設備内容等利用のし易さの点から求めがある一方、受益者負担の適正化の観点や、より効率的な管理運営を求めめるご意見、地域間での施設配置のバランス等利用者の公平性を損なわないことも大事とする意見等もあります。

また、公共施設は当初に掲げられた設置目的や業務内容に従ったサービスだけでなく、災害時の避難所指定をはじめ多様な機能を持ち、地域における市民生活を支える基盤であり、これからの市民、地域にとって本当に大切な公共施設は何かを、市民・地域と行政とが共に考えていくことが大変重要です。

公共施設適正配置は、人口規模等に応じた公共施設の需要と供給のアンバランス是正の問題への対応として、財政負担の縮減と支出の平準化の取組により持続可能な行財政運営を行っていくことが出発点であり、大きな目標であります。公共施設適正配置にかかる行政の責務として、限られた財源の最大限に活用させるよう、多面的な検証を重ねた上で、「選択と集中」による優先度を明確にした、適切な財源配分のプランを示していかなければなりません。効率性のみに固執するのではなく、社会環境の変化も踏まえて、必要な行政サービスを確実に提供していくことを念頭に置かなければなりません。行財政及び公共施設を取り巻く実情を市民に開示し、行政と市民が双方の理解を深め、より良い公共施設のあり方、適正配置を目指します。

現在も本市では、地区市民館等の運営面において、地域の自治会の方々への指定管理者制度による委託を行う等地域が主体となった施設運営を進めているほか、公園等の維持管理におけるアダプト制度の推進等、自助・共助・公助の考えに基づく運営体制を進めています。「自助」とは、個々の力でできることは個々が行うこと、「共助」とは、皆の力を合わせればできることは皆で行うこと、この場合の皆とは、地域をはじめとした比較的小単位の集団です。そして、公助とは、皆の力を合わせてもできないことは、より大きな単位、つまり市行政等で行うというものです。公共施設適正配置を進める上でも、構想・計画づくりから運営まで見据えて、広範な合意形成を得ながら、行政と市民とがお互いの役割を適切に分担して、地域をより良いものにしていく動きを進めてまいります。

① 市民協働や官民連携のための情報開示と合意形成

適正配置計画の推進にあたっては、市民協働や官民連携の前提として、市民をはじめとする広範な合意形成を図っていきます。

具体的には、適正配置計画に位置付け実施する重点取組について、地域の方々と交えた検討委員会やワークショップ等を通して市民等との協働を図り、「まちづくり」の視点から多機能化・複合化を中心に施設再編の検討を進めます。また、今後とも引き続き情報の開示、発信及び合意形成等の各種情報提供についても積極的に取り組みながら事業を推進していきます。

【適正配置計画策定に至るまでの取組】

- ・市民アンケートの実施（2013年度）
- ・計画策定経過の透明化や情報開示
- ・マンガでわかる公共施設適正配置計画（2014年8月）



【リーディング事業の推進等に係る取組】

○情報発信の強化・充実

広報紙・ホームページ等による情報提供
 公共施設マネジメントに関するニュースの作成・配布
 計画策定経過の透明化やホームページ等による情報開示
 計画の進行に併せて概要をまとめたニュースの作成・配布
 出前講座等による普及啓発 など

○幅広い市民との協議・合意形成

事業の対象地域でのアンケートの実施
 事業の検討段階から定期的な住民説明会の開催による情報共有
 リーディング事業案の検討のため、地元住民参加の意見交換会等の開催
 計画の策定段階よりワークショップの開催、意見の取り入れ など

○民間の創意、活力の結集

プロポーザルコンペ*の実施・PPP/PFI等の手法を活用した民間活力の導入等



本庁舎等整備基本構想・基本計画
 ワークショップの様子

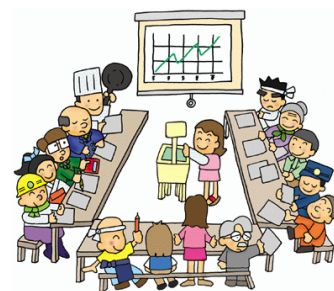


一宮エリアの複合施設設計
 検討ワークショップの様子

など

② 市民・事業者の役割

適正配置計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務を果たしつつ、相互に連携・協働していくことを基本とします。



<市民の役割>

市民には、適正配置計画に基づく公共施設マネジメントに取り組む必要性や目的を共有していただき、取組への理解と協力、主体的な参画をしていただくことが期待されます。

特に、地域住民が主な利用者となる施設については、「地域住民のための施設」という観点から日々の利用と併せ、地域住民が主体的に施設の維持管理・運営を行うことで、ニーズやアイデアを直接反映させることができたり、柔軟な対応による市民サービスの向上、また、地域自治の面から地域のコミュニティの促進も期待できることから、地域の市民力を活かした施設の維持管理・運営を推進していきます。

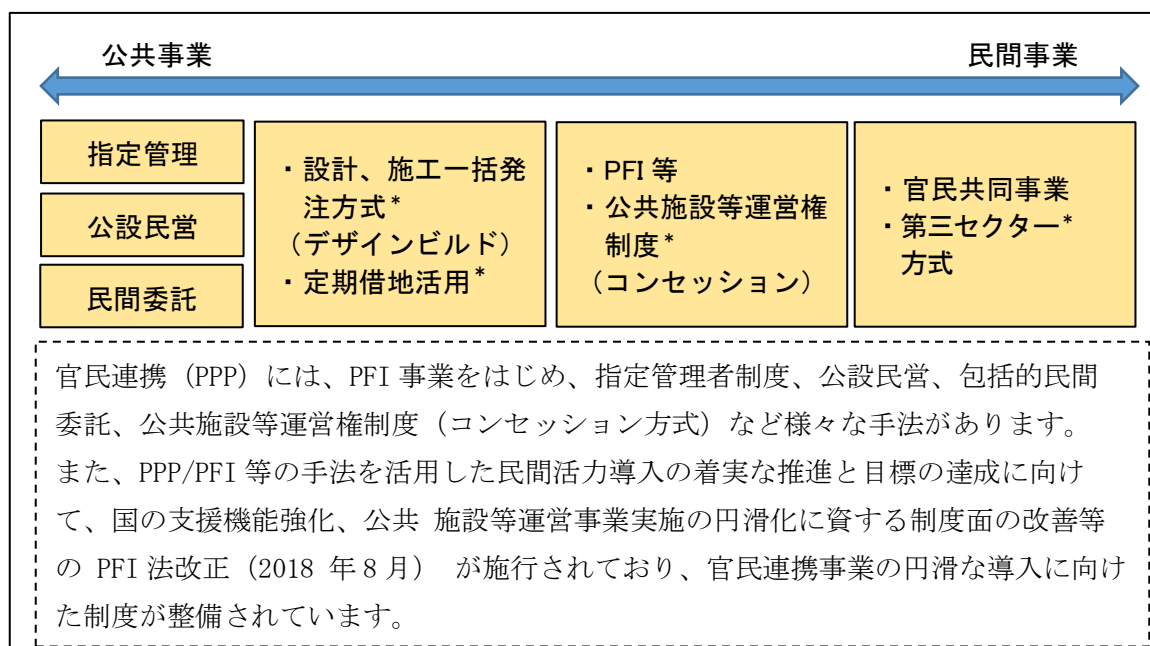
<事業者の役割>

市民のライフスタイルの多様化に伴い、市民の公共施設に対するニーズも多様化しており、それらの多様なニーズに対応する施設運営を行うには、多くの費用や様々なノウハウが必要になることから、効率よく質の高いサービスが提供できる民間事業者を活用することが求められています。

そのため、事業者には、以下のような方向性を念頭に置きつつ、適正配置計画に基づく公共施設マネジメントへの提案や主体的な事業参画を促す取組を行っていきます。

- 既存公共施設の維持管理や運営を民間事業者に委ねる
- 民間が持つ建物を使用し、公共サービスを展開する
- 施設統廃合による余剰となった土地・建物の活用を民間事業者へ委ねる

官民連携（PPP）*の取組としては、以下の手法が想定されます。



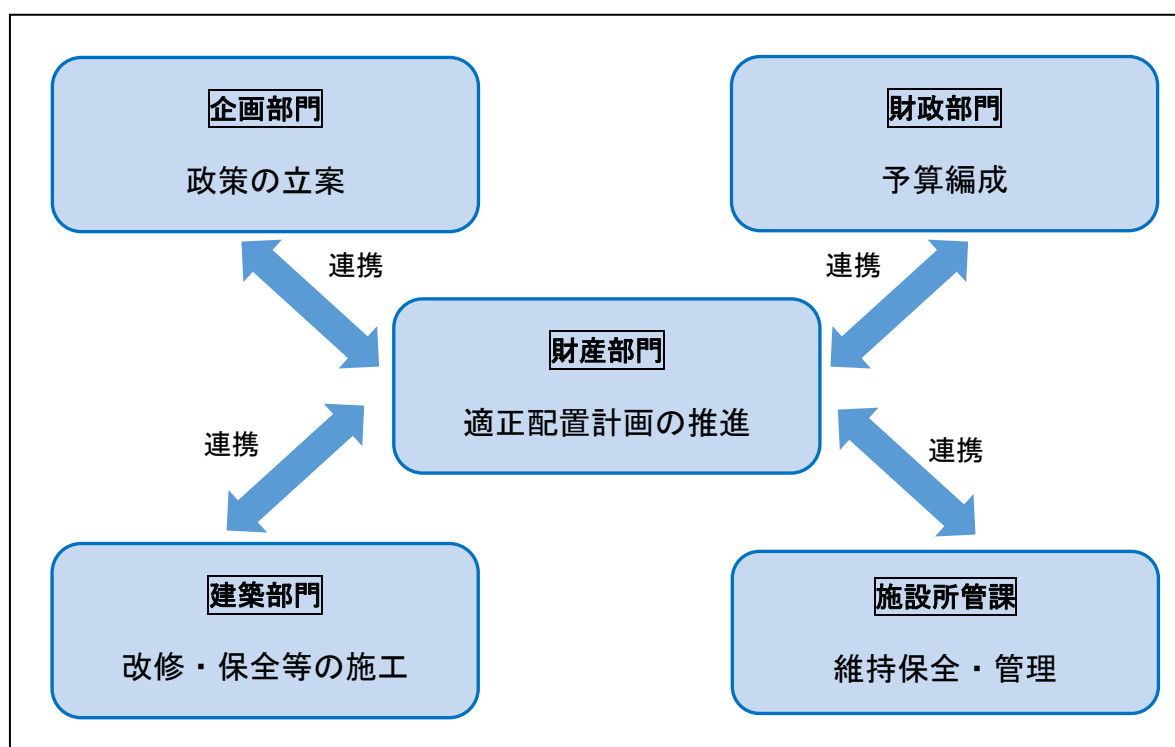
(2) 実施体制

公共施設を総合的に企画・管理・活用するための経営活動を進めるというファシリティマネジメントの本旨に基づき、公共施設マネジメントに市組織全体で有機的かつ継続的に取り組む体制づくりを進めます。

① 関係各課との連携

公共施設等の効率的な営繕・改修、維持保全を中長期保全計画に基づき確実に遂行するため、適正配置計画の推進を担う財産部門と政策立案を担う企画部門、予算を担う財政部門の連携を強化します。また、実際の改修・保全等の施工を行う建築部門及び維持保全を行う関係各課が最適に連携する組織づくりを目指します。

図表 関係各課との連携イメージ

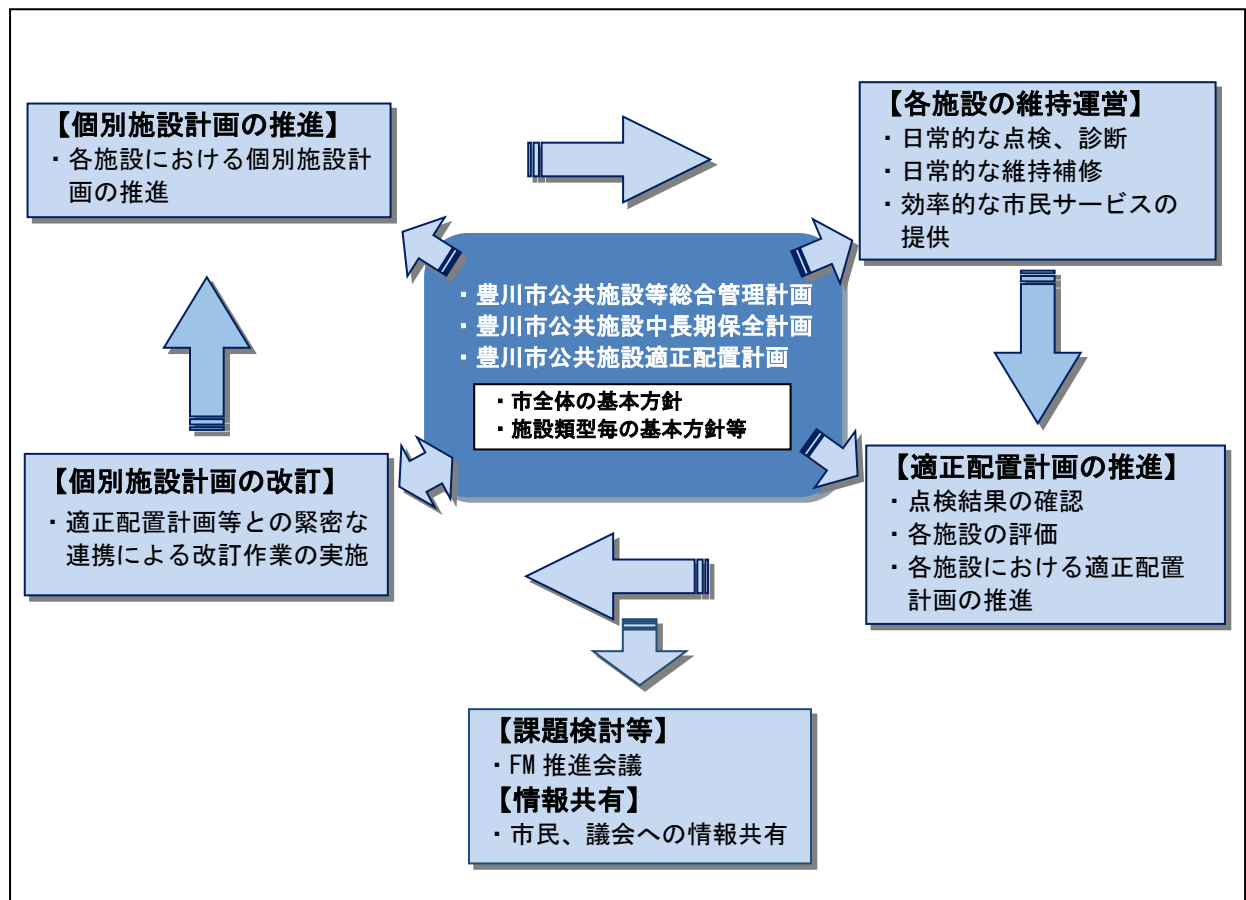


② 個別施設計画の改訂・推進等の実行体制

個別施設計画は、施設ごとに、対策内容や改修・建替などの実施時期、対策費用などを定めるものであり、厳しい財政状況の中にあっても公共施設などの機能を将来にわたって維持していくため、総合管理計画や適正配置計画等で定める方針等に基づき、施設所管課で2020年度に策定しました。

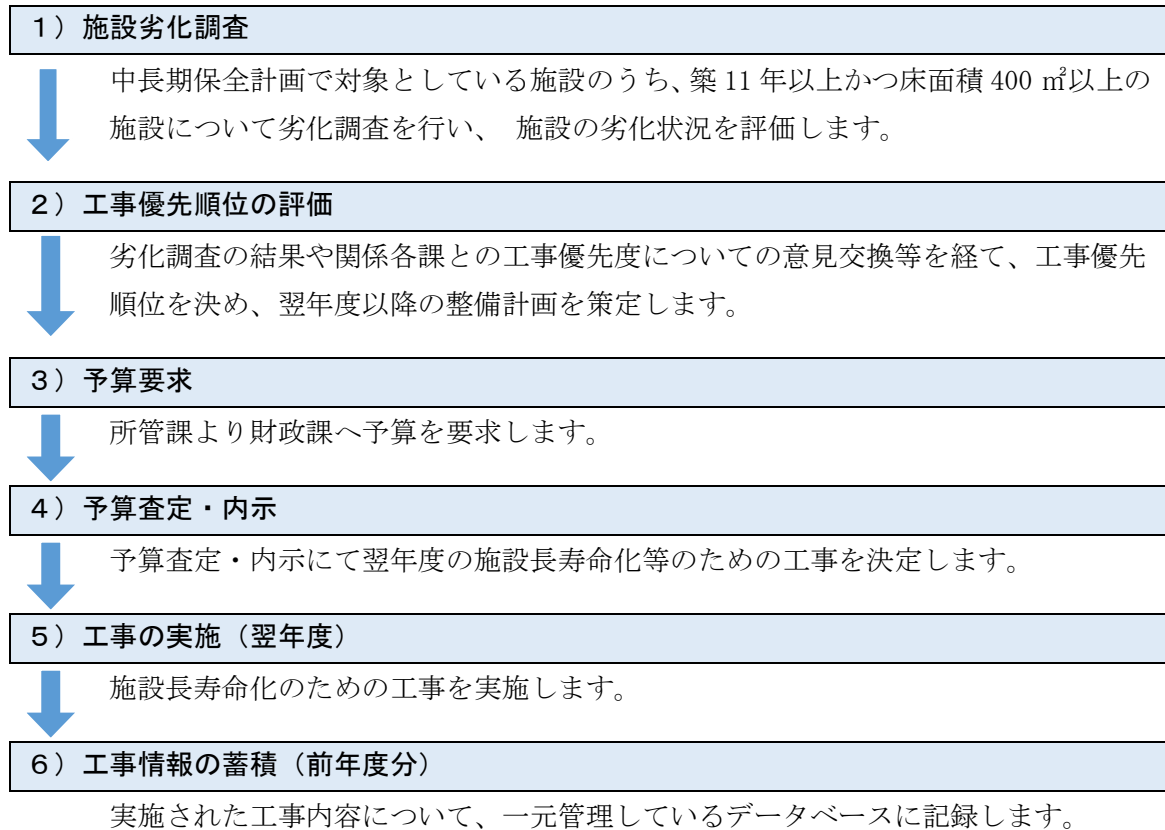
第2期適正配置計画等を踏まえた個別施設計画の改訂に向け、庁内での情報共有や課題検討を行うため、FM推進会議*を適宜開催するとともに、財産部門と施設所管課の緊密な連携を図ります。

図表 実行体制のイメージ



③ 予防保全に向けた長寿命化の翌年度以降の整備計画の策定・予算化の手順

中長期保全計画に基づく実施工事に向けての翌年度以降の整備計画の策定・予算化の手順は、以下の流れで実施していきます。



図表 翌年度実施工事に向けての予算化サイクル

